

グループホーム福治の里運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人センチュリー岡山が設置運営するグループホーム福治の里（以下「事業所」という。）が行う認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「本事業」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切かつ円滑な事業運営を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、要支援2の者又は要介護者であって認知症であるものが地域において共同して自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで入浴、排泄、食事等の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 前2項の他、関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム福治の里
- (2) 所在地 岡山市東区福治733番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) Aユニット

- ① 管理者 1名（常勤兼務）

事業所に勤務する従業者の管理、業務の実施の把握その他の管理を一元的に行う。

- ② 計画作成担当者 1名（常勤兼務）

適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、病院等との連絡、調整を行う。

- ③ 介護従業者 6名以上

利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(2) Bユニット

- ① 管理者 1名（常勤兼務）

事業所に勤務する従業者の管理、業務の実施の把握その他の管理を一元的に行う。

- ② 計画作成担当者 1名（常勤兼務）

適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、病院等との連絡、調整を行う。

- ③ 介護従業者 6名以上

利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、Aユニット9名、Bユニット9名とする。

(認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

利用者の認知症の症状進行を緩和し、安心して日常生活が送れるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当・適切に行うものとする。

- ・共同生活介護計画の作成
- ・利用者の生活全般についての相談、援助
- ・利用者本人の希望に沿った生活への支援
- ・食事の提供
- ・入浴、排泄及び食事等の介護
- ・健康管理、金銭管理の援助
- ・余暇活動の支援
- ・緊急時の対応
- ・職場との連絡、調整
- ・その他日常生活に必要な援助、介護

2 利用料その他の費用の額は、次のとおりとする。

(1) サービス利用料金

- ① 介護保険給付サービスの利用料は、介護報酬の告示上の額とし、本事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に、各利用者の「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。
- ② 介護保険給付外のサービスについて、下記及び別紙「利用料金表」のとおりとする。

項 目		金 額	
基本利用料	食 費	1日	1,300円
	管理費(水道・光熱費)	月額	21,500円
	居 住 費	月額	48,000円
個別電気器具使用料		1台1日	50円
紙パンツ・尿パット・紙オシメ		実	費
理美容代		実	費

(2) 保証金

入居時に保証金として50,000円を徴収し、保証金は退居時に返還する。ただし、クリーニング及び破損等については、預かった金額より差し引くこととする。

(3) その他日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用（利用者の希望による日常生活物品、嗜好品、理美容代、オシメ代、行事・レク、食費、医療費本人負担、退去時諸費用等）は、利用者の実費負担とする。

(4) 月の途中での入退居時の基本料は、1日当たり食費1,300円（朝食220円・昼食440円・夕食440円・間食200円）、管理費717円、居住費1,600円とし、日割り計算とする。

(5) 入院等によりグループホームを離れる場合でも、利用者又は利用者代理人の希望があれば、3か月を限度として居室を確保することができる。ただし、管理費、居住費は利用者負担とする。

(利用契約)

第7条 事業者は、認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の利用開始に当たり、利用者及び家族等に対してサービス利用契約書及び重要事項説明書に関する説明を行った上で、利用者及び家族等とサービス利用契約を締結するものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第8条 事業所の利用者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 入居に当たっての留意事項 (利用基準)

- ① 事業者は、入居申込者の入居に際しては主治医の診断書により当該入居申込者が認知症(要支援2の者又は要介護者)の状態にあることの確認を行うものとする。
- ② 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者は、共同生活を送ることに支障があると考えられることから除くものとする。
- ③ 利用者は、事業所内における共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。
- ④ 外出・外泊
所定の用紙に行き先と予定日時を記入の上、従業者に申し出るものとする。
- ⑤ 宗教活動・政治活動
事業所内で他の利用者に対する宗教活動、政治活動は断るものとする。
- ⑥ 動物飼育
事業所内へのペットの持ち込み及び飼育は断るものとする。
- ⑦ 喫煙
健康増進法の趣旨に則り、事業所建物内は禁煙するものとする。

(2) 退居に当たっての留意事項

- ① 入居後利用者の状態が変化し、利用基準に該当しなくなった場合には、退居してもらうものとする。
- ② 次のいずれかに該当する場合は、この契約を終了するものとする。
 - ・ 要介護の認定において、利用者が自立もしくは要支援1と認定された場合。
 - ・ 利用者が死亡したとき。
 - ・ 利用者又は利用者代理人が1か月の予告期間において本契約の解除を申し出、予告期間が満了したとき。
 - ・ 事業者が次条に基づき本契約の解除を申し出、予告期間が満了したとき。
 - ・ 利用者が病気の治療等その他のため長期に事業所を離れることが決まり、かつその移転先の受け入れが決まったとき。
- ・ 利用者が、他の介護保険施設への入所が決まったとき。

(事業者の契約解除)

第9条 事業者は利用者に対し、次のいずれかに該当する場合は、1か月の予告期間において、本契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を2か月以上滞納したとき。
- (2) 感染性疾患により、他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認め、かつ利用者の退居が必要であるとき。
- (3) 利用者の行動が他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業者が判断した時
- (4) 利用者又は利用者代理人が、故意に法令その他契約条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき。
- (5) 利用者が病院又は診療所に入院し、3か月以内に退院できる見込みがない場合又は入院後3か月が経過しても退院できないことが明らかになったとき。

(緊急時、事故発生時等における対応方法)

第10条 従業者は、利用者に病状の急変その他緊急対応の必要が生じた場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な対応を行うとともに

に、管理者に報告するものとする。

- 2 事業者は、利用者に対する認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業者は、利用者に対する認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（非常災害対策）

第11条 事業者は、防火管理者を定め、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 非常災害時の対応は、次のとおりとする。

（1）非常時の対応

別に定める消防計画に則り対応するものとする。

（2）近隣との協力

近隣自治会及び地元消防団と、協力するものとする。

（3）避難訓練等

毎年2回以上防災訓練を利用者も参加して行うものとする。

（4）防災設備

消火器

漏電火災警報器

煙感知火災警報器

スプリンクラー

（業務継続計画の策定等）

第11条の2 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者のサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じるものとする。

- 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年に2回以上実施するものとする。
- 3 事業者は、必要に応じて業務継続計画を見直し、変更を行うものとする。

（身体拘束等の適正化を図るための措置）

第12条 事業者は、身体拘束の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続きについて、次の措置を講じるものとする。

- （1）事業者は、各種サービスの提供に当たっては、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとし、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。
- （2）身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するものとする。
- （3）身体拘束等の適正化のための指針を整備するものとする。
- （4）職員に対して身体拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施するものとする。

（虐待防止のための措置）

第13条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催し、その結果を職員に周知徹底するものとする。
- (2) 虐待防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 虐待防止のための研修を年2回以上開催するものとする。
- (4) 虐待防止の担当者を置くものとする。
- (5) サービスの提供にあたり、職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（成年後見制度の活用支援）

第14条 事業者は、利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

（苦情解決体制の整備）

第15条 事業者は、認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供に関し、介護保険法（平成9年法律第123号）第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、提供した認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（記録の整備）

第16条 事業者は、認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- 2 利用者又は利用者代理人は、事業者に対し前項の記録の閲覧、謄写を求めることができるものとする。
- 3 利用者のための施設サービス計画（ケアプラン）を作成・変更する際は、利用者の成年後見人又は利用者の家族（利用者に成年後見人がなく、かつ身寄りがないときは身元引受人）立会いの上、同計画案を利用者に対して説明し、同意を得るものとする。

（地域等の連携）

第17条 本事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流、地域包括支援センターとの連携に努めるものとする。

- 2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するように努めるものとする。

（勤務体制の確保等）

第18条 事業者は、利用者に対し、適切な認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めるものとする。

- 2 前項の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮するものとする。
- 3 事業者は、介護従業者の資質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 必要に応じて、随時研修の場を設ける。

(協力医療機関)

第19条 事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておくものとする。

- 2 事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、病院等との連携及び支援の体制を整えておくものとする。

(衛生管理及び事業所従業者の健康管理)

第20条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備について衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じ、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業者は、感染症又は食中毒等の予防及び蔓延防止のための指針を整備するものとする。

- 3 事業者は、事業所の従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。また、夜勤業務につく者は年2回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密の保持)

第21条 事業者及び事業所の従業者は、正当な理由がない限り、業務上知り得た利用者、利用者の家族又は身元引受人の秘密を厳守するものとする。

- 2 事業者は、事業所の従業者が退職後、在職中に知り得た利用者、利用者の家族又は身元引受人の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講ずるものとする。

- 3 事業者は、居宅介護支援事業者等必要な機関に対し、利用者、利用者の家族又は身元引受人に関する情報を別に定める社会福祉法人センチュリー岡山個人情報保護規程の利用目的以外に提供する場合には、事前に文書により同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

この規程は、平成18年1月9日から改正施行する。

この規程は、平成19年12月1日から改正施行する。

この規程は、平成21年1月1日から改正施行する。

この規程は、平成22年10月1日から改正施行する。

この規程は、平成22年10月7日から改正施行する。

この規程は、平成23年4月1日から改正施行する。

この規程は、平成23年7月1日から改正施行する。

この規程は、平成25年4月1日から改正施行する。

この規程は、平成26年4月1日から改正施行する。

この規程は、平成27年8月1日から改正施行する。

この規程は、平成28年4月1日から改正施行する。

この規程は、令和元年10月1日から改正施行する。

この規程は、令和6年4月1日から改正施行する。